

福島地方水道用水供給企業団屋外看板広告募集要項

1.目的

福島地方水道用水供給企業団(以下「企業団」という。)の水道施設の有効活用を目的として、広告掲載を希望される広告主を募集します。

2.募集施設

(1)募集施設一覧

募集施設は表-1 のとおりとします。

表-1

募集番号	施設名	所在地	広告掲載個所
1	小川水管橋(左岸)	福島市飯坂町字八景 1-2	外周フェンス
2	北八反田川水管橋(右岸)	福島市大笹生字南鬼淵 19-1	外周フェンス
3	八反田川水管橋(右岸)	福島市大笹生字横裏 22-5	外周フェンス
4	八反田川水管橋(左岸)	福島市大笹生字桜内 2-4	外周フェンス東側
5	八反田川水管橋(左岸)	福島市大笹生字桜内 2-4	外周フェンス北側

(2)位置図

募集させていただく施設は

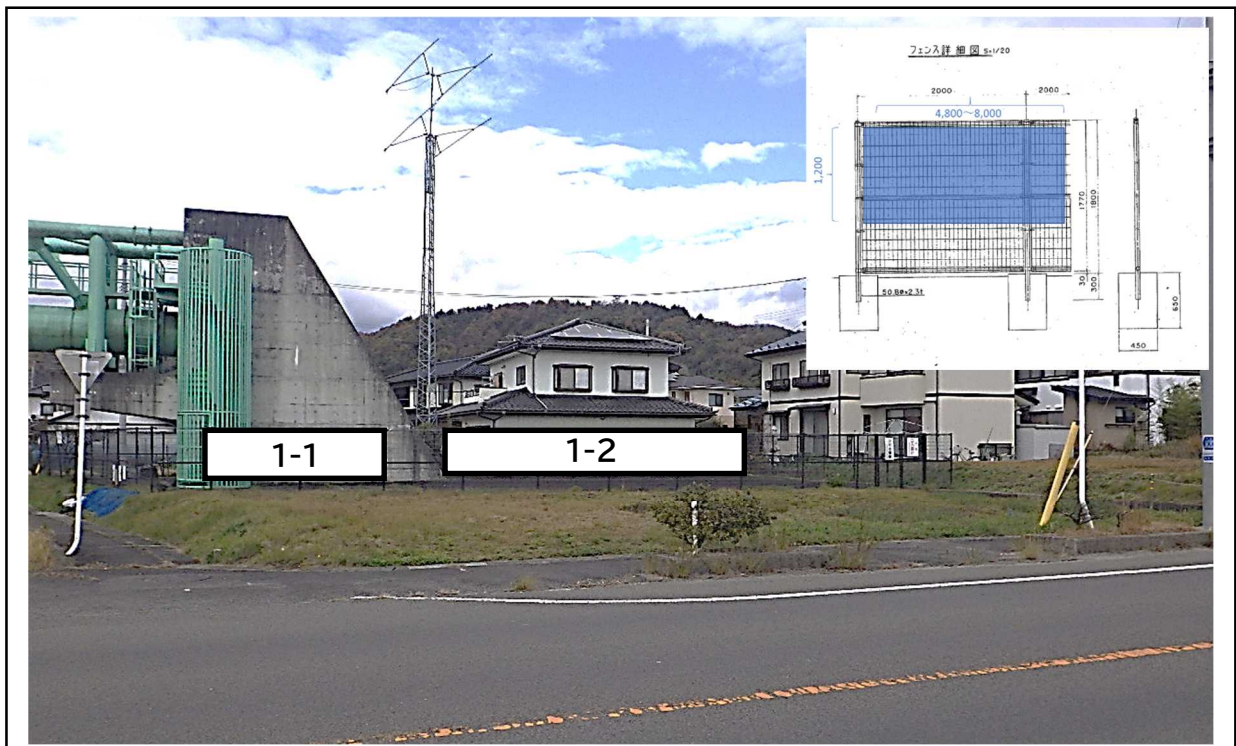
『1.小川水管橋』は温泉街の入り口であり、飯坂支所や飯坂消防署が近く

『2.北八反田川水管橋』、『3・4・5.八反田川水管橋』は大笹生 IC の近くで交通量の増が見込まれる、立地条件を考慮した施設となります。



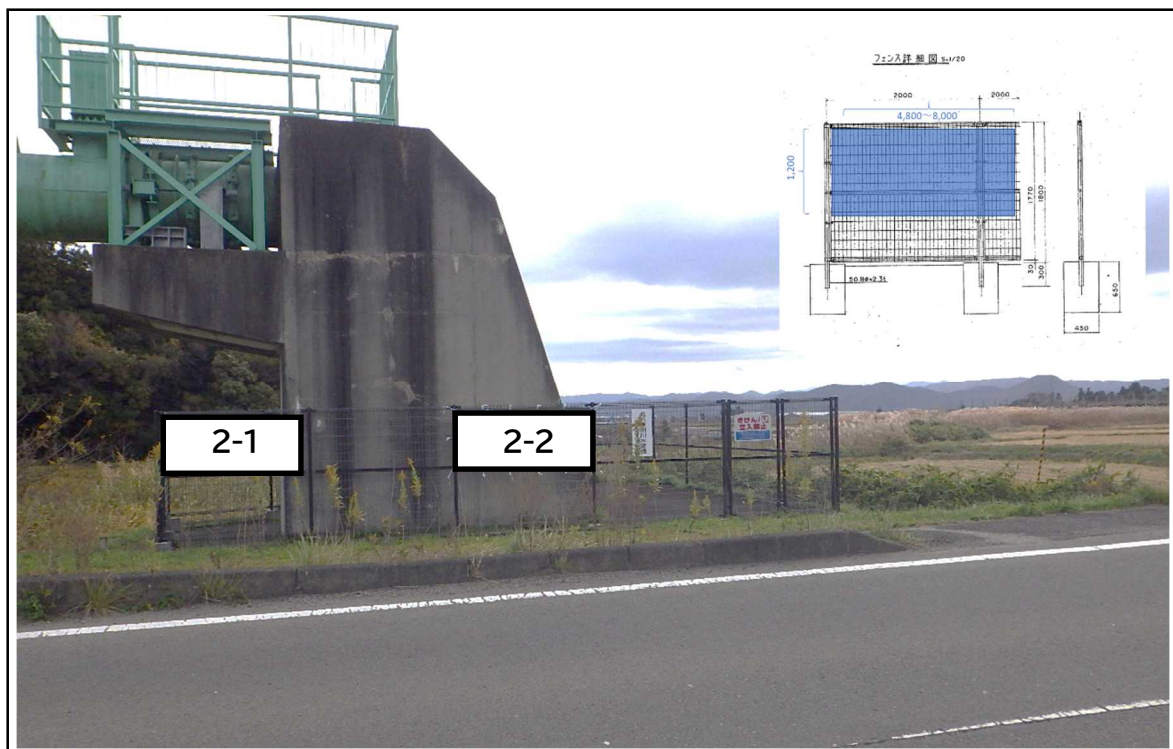
(3) 広告募集詳細

【募集番号-1 小川水管橋(左岸)】



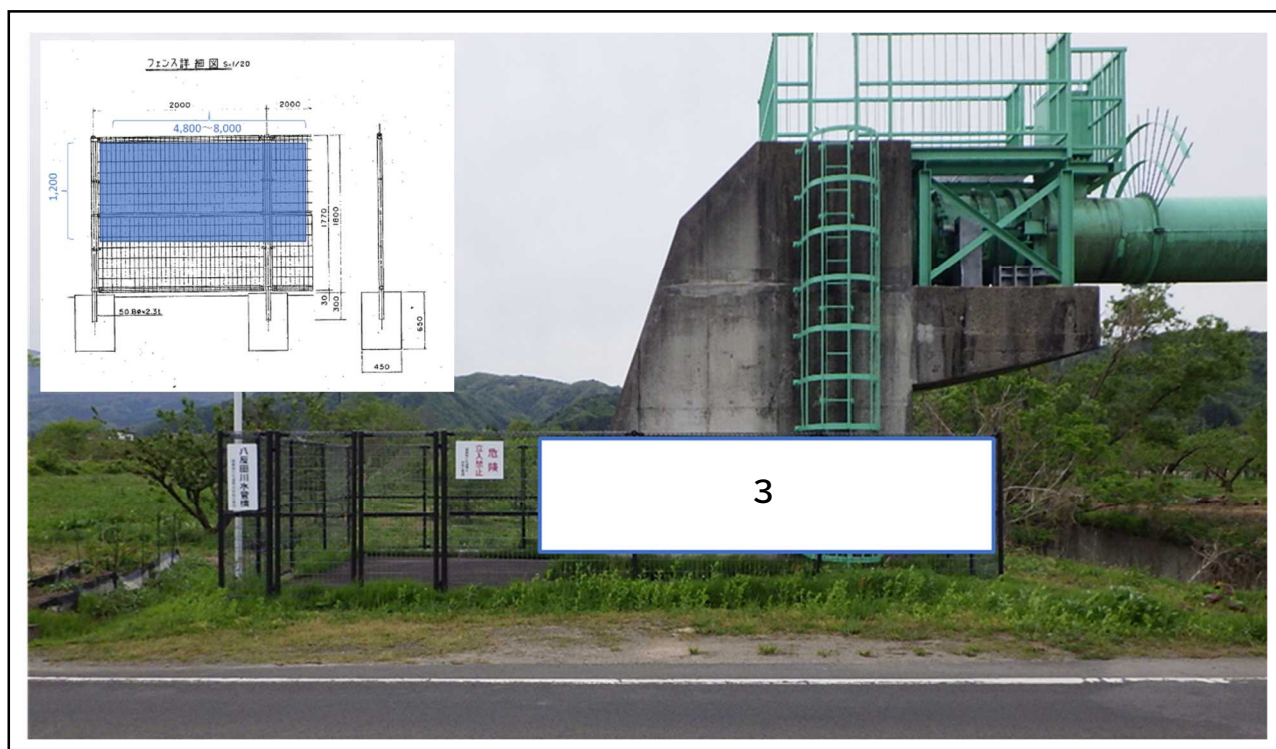
募集番号	1-1	1-2
募集枠	1 者	1 者
施設名	小川水管橋(左岸)	小川水管橋(左岸)
所在地	福島市飯坂町字八景 1-2	福島市飯坂町字八景 1-2
広告掲載個所	外周フェンス	外周フェンス
広告枠の形式	壁面利用広告板	壁面利用広告板
広告枠の寸法	8.0m×1.2m×1 面 = 9.6 ㎡以下の希望寸法	8.0m×1.2m×1 面 = 9.6 ㎡ 以下の希望寸法
材質	メッシュ生地	メッシュ生地
特記事項 ・外周フェンスに、広告を希望する広告主が広告を作成、掲載するものとする。 ・広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。 ・メッシュ生地の規格は、厚さ 0.37 mm、質量 270g/㎡相当とすること。 ・ハトメを設け、太さ 4mm 程度のロープで結束すること。 ・企業団へ行政財産使用許可申請書を提出する。なお、行政財産使用料は全額減免する。		
所在地周辺 URL https://www.google.co.jp/maps/@37.8245346,140.444977,140m/data=!3m1!1e3?hl=ja		

【募集番号-2 北八反田川水管橋(右岸)】



募集番号	2-1	2-2
募集枠	1 者	1 者
施設名	北八反田川水管橋(右岸)	北八反田川水管橋(右岸)
所在地	福島市大笹生字南鬼淵 19-1	福島市大笹生字南鬼淵 19-1
広告掲載個所	外周フェンス	外周フェンス
広告枠の形式	壁面利用広告板	壁面利用広告板
広告枠の寸法	6.0m×1.2m×1 面 = 7.2 m ² 以下の希望寸法	2.0m×1.2m×1 面 = 2.4 m ² 以下の希望寸法
材質	メッシュ生地	メッシュ生地
特記事項 ・外周フェンスに、広告を希望する広告主が広告を掲載するものとする。 ・広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。 ・メッシュ生地の規格は、厚さ 0.37 mm、質量 270g/m²相当とすること。 ・ハトメを設け、太さ 4mm 程度のロープで結束すること。 ・企業団へ行政財産使用許可申請書を提出する。なお、行政財産使用料は全額減免する。		
所在地周辺 URL https://www.google.co.jp/maps/@37.8066509,140.4146757,86m/data=!3m1!1e3?hl=ja		

【募集番号-3 八反田川水管橋(右岸)】



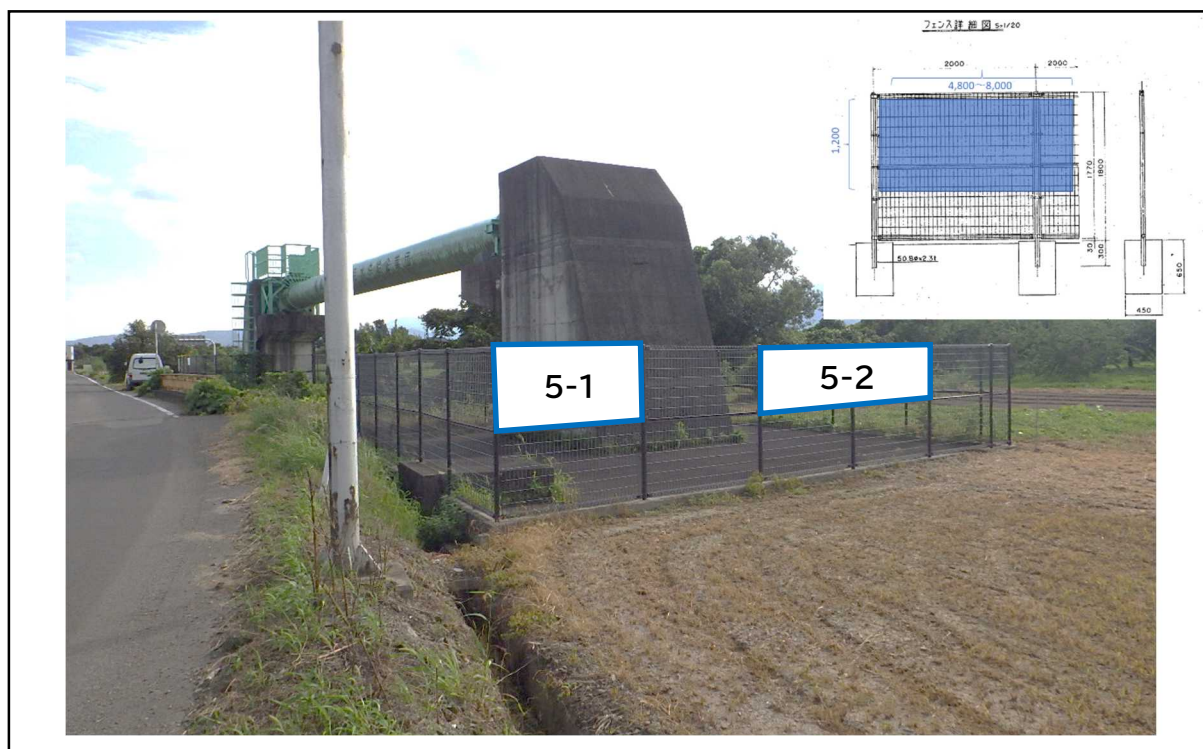
募集番号	3
募集枠	1 者
施設名	八反田川水管橋(右岸)
所在地	福島市大笹生字横裏 22-5
広告掲載箇所	外周フェンス
広告枠の形式	壁面利用広告板
広告枠の寸法	4.8m×1.2m×1 面 = 5.8 m ² 以下の希望寸法
材質	メッシュ生地
特記事項	・外周フェンスに、広告を希望する広告主が広告を掲載するものとする。 ・広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。 ・メッシュ生地の規格は、厚さ 0.37 mm、質量 270g/m²相当とすること。 ・ハトメを設け、太さ 4mm 程度のロープで結束すること。 ・企業団へ行政財産使用許可申請書を提出する。なお、行政財産使用料は全額減免する。
所在地周辺 URL	https://www.google.co.jp/maps/@37.7965843,140.4100684,89m/data=!3m1!1e3?hl=ja

【募集番号-4 八反田水管橋(左岸)】



募集番号	4
募集枠	1 者
施設名	八反田川水管橋(左岸)
所在地	福島市大笹生字桜内 2-4
広告掲載箇所	外周フェンス東側
広告枠の形式	壁面利用広告板
広告枠の寸法	6.0m×1.2m×1 面 = 7.2 m ² 以下の希望寸法
材質	メッシュ生地
特記事項	・外周フェンスに、広告を希望する広告主が広告を掲載するものとする。 ・広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。 ・メッシュ生地の規格は、厚さ 0.37 mm、質量 270g/m²相当とすること。 ・ハトメを設け、太さ 4mm 程度のロープで結束すること。 ・企業団へ行政財産使用許可申請書を提出する。なお、行政財産使用料は<u>全額減免</u>する。
所在地周辺 URL	https://www.google.co.jp/maps/@37.7965843,140.4100684,89m/data=!3m1!1e3?hl=ja

【募集番号-5 八反田水管橋(左岸)】



募集番号	5-1	5-2
募集枠	1 者	1 者
施設名	八反田川水管橋(左岸)	八反田川水管橋(左岸)
所在地	福島市大笹生字桜内 2-4	福島市大笹生字桜内 2-4
広告掲載箇所	外周フェンス北側	外周フェンス北側
広告枠の形式	壁面利用広告板	壁面利用広告板
広告枠の寸法	5.0m×1.2m×1 面 = 6.0 m ² 以下の希望寸法	4.0m×1.2m×1 面 = 4.8 m ² 以下の希望寸法
材質	メッシュ生地	メッシュ生地
特記事項 ・外周フェンスに、広告を希望する広告主が広告を掲載するものとする。 ・広告掲載に係る費用は、広告主の負担とする。 ・メッシュ生地の規格は、厚さ 0.37 mm、質量 270g/m²相当とすること。 ・ハトメを設け、太さ 4mm 程度のロープで結束すること。 ・企業団へ行政財産使用許可申請書を提出する。なお、行政財産使用料は<u>全額減免</u>する。		
所在地周辺 URL https://www.google.co.jp/maps/@37.7965843,140.4100684,89m/data=!3m1!1e3?hl=ja		

3.広告掲載期間

広告掲載期間は原則 1 カ年度以内(許可の日から同年度末までの期間)とします。
なお、最長 3 カ年度まで更新を可(年度末までの期間)とします。

4.受付期間

随時受付となります。

5.応募資格

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定(一般競争入札の参加者の資格)に該当しないものであること。
- (2)企業団の入札参加制限を受けていないものであること。
※企業団の所管事業と競合する業種(水の販売等)は、申込みできません。

6.申込から広告掲載までの流れ

(1)広告掲載申込書の提出

水道施設屋外看板広告掲載申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入し、下記申込先まで郵送すること。

※掲載予定レイアウト等は、福島市屋外広告物条例に合致するものとし、事前に福島市都市政策部都市計画課へ確認すること。

※確認内容(相談内容)については、福島市ホームページ内の「事前相談表(ワード)」を確認すること。

(2)申込内容の審査及び広告主の決定

先着順に受付を行い、福島地方水道用水供給企業団屋外広告掲載取扱要綱第 8 条に基づき審査し、広告主を決定します。

(3)水道施設屋外看板広告掲載可否の通知

水道施設屋外看板広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第 2 号)により通知する。

(4)屋外広告物表示(設置)届の提出

広告主は、広告掲載に際し、屋外広告物許可申請書を福島市都市政策部都市計画課へ提出すること。その際、当企業団が準備する書類等については、下記の連絡先まで連絡すること。

(5)広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載料を指定する期日までに、企業団が発行する納入通知書により一括前納すること。

なお、広告掲載料は、広告掲載の日から広告掲載を終了(撤去)する日までとします。

(6)広告掲載

企業団が広告掲載料納付確認後、広告主が広告を掲載すること。

なお、作業工程については、企業団と協議すること。

※申請から広告掲載までに係る費用については、広告主が負担するものとします。

(7)広告主の責任

- ① 広告主は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- ② 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこととする。
- ③ 第三者から広告の内容等に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- ④ 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。
- ⑤ 広告掲載により第三者に損害等を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

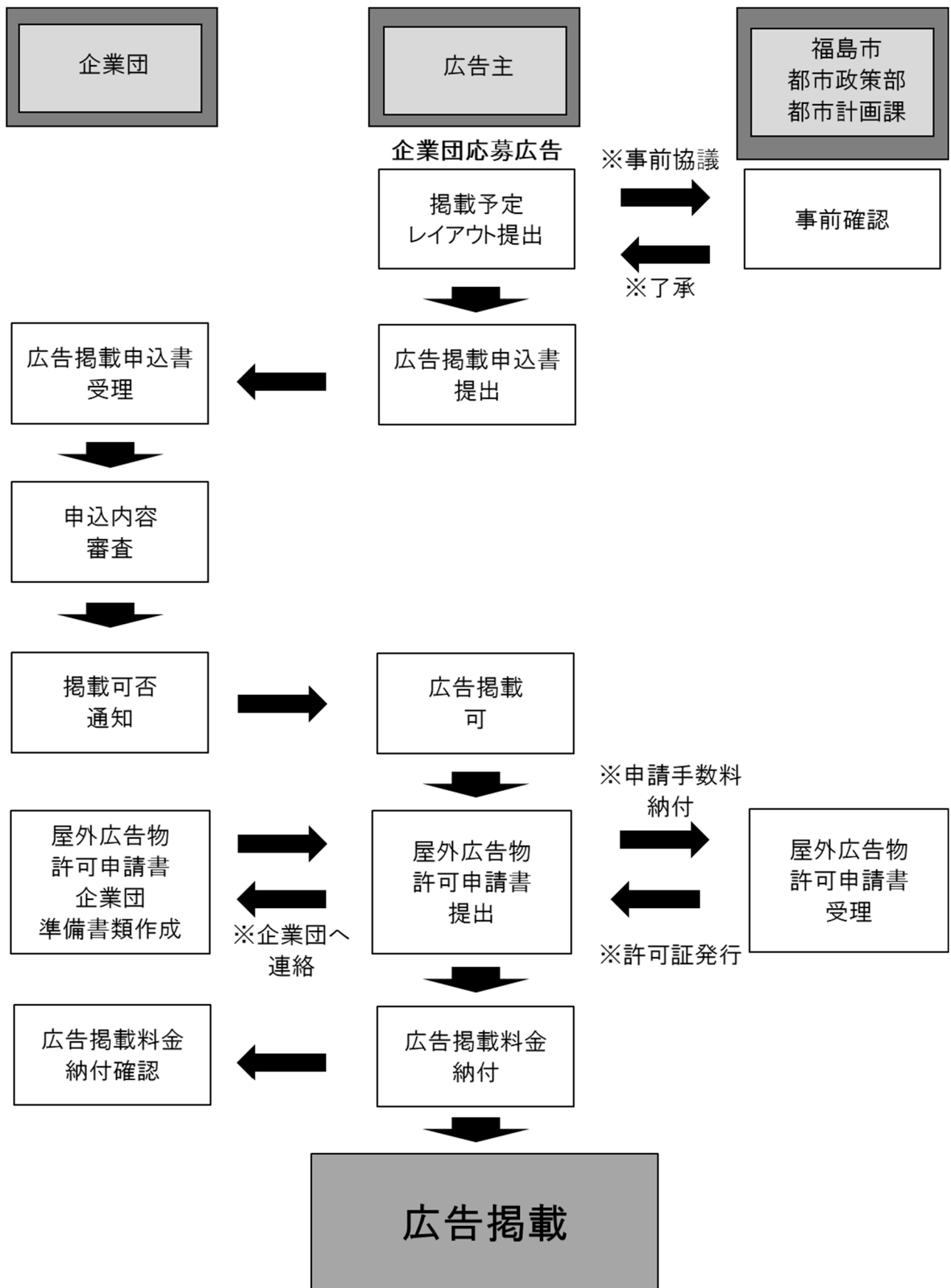
(8)禁止事項

広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(9)管理義務

- ① 広告主は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
- ② 広告主は、広告物の安全性を確保するため、福島市屋外広告物安全管理指針に基づき、点検を実施しなければならない。
- ③ 広告主は、広告掲載を終了する際は、福島市都市政策部都市計画課へ除却届を提出しなければならない。

(10) 申込から広告掲載までの流れ(フローチャート)



7.応募上の注意点

(1)応募にあたっては、次の規定等を必ずお読みください。

- ・福島地方水道用水供給企業団水道施設屋外看板広告物掲載取扱要綱
(企業団ホームページに記載)
- ・福島地方水道用水供給企業団水道施設屋外看板広告物掲載基準
(企業団ホームページに記載)
- ・福島市屋外広告物条例 (福島市ホームページに記載)
- ・福島市屋外広告物条例施行規則 (福島市ホームページに記載)
- ・福島市屋外広告物の手引き (福島市ホームページに記載)

(2)掲載開始前に広告掲載を取り下げる場合でも、納付済みの掲載料はお返ししません。

ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載できないときは、この限りではありません。

(3)提出された書類等は返却しません。

(4)本要項に記載以外の件については別途協議します。

8.申込先・問い合わせ先

福島地方水道用水供給企業団

施設管理課 施設係

〒960-0201

福島県福島市飯坂町字沼ノ上 1 番地の 1

電 話 024-541-4100

FAX 024-541-4180

Email f-wsa@siren.ocn.ne.jp

URL <https://www.f-wsa.jp>